

いへ共今しげひらがためには後生らくとこそくはんすべけれやがてわうじやののきうをひ
かんとははぶれびはをとりて、てんじゆをねぢて、皇じやうのきうをぞひかれける、かくて夜も
やうくふけ、よろづ心のすむまゝに、あな思はずや、あづまにもかゝるゆうなる人の有けるよ、
それ何事にて、今一こゑとの給へば、せんじゆのまへかさねて、一じゆのかげにやどりあひ、同
じながれをむすぶも、みなこれせんせの契りと云しらびやうしを、まことにおもしろうかぞへ
たりければ、三位の中將、ともしびくらうしては、すかうぐしがなんだ、といふらうゑをぞせら
れける、

〔平家物語 十二〕とさばうきられの事

判官はいそのせんじといふまらびうしがむすめ、しづかといふ女を、てうあひせられけり、しづ
かかたはらをへんじも立さる事なし、

〔吾妻鏡 六〕文治二年四月八日乙卯、二品源朝并御臺所御參鶴丘宮、以次被召出靜女於廻廊、是依可

令施舞曲也、此事去比被仰處、申病痾由不參於身不肖者、雖不能左義源右經爲豫州義源妾、忽出揭焉、砌之

條、頗恥辱之由、日來内々雖澀申之、彼既天下名仁也、適參向歸洛在近不見其藝者、無念由、御臺所頻

以令勸申給之間、被召之、偏可備大菩薩冥感之旨、被仰云云、近日只有別緒之愁、更無舞曲之業、由、臨

座猶固辭、然而貴命及再三之間、愁廻白雪之袖、發黃竹之歌、左衛門尉祐經鼓是生、數代勇士之家、雖

繼楯戟之基、一薦上日之職、自携歌吹曲之故、候此役歟、畠山二郎重忠爲銅拍子、靜先吟出歌云、

吉野山峯ノ白雪フミ分テ入ニシ人ノ跡ゾゴヒシキ、次歌別物曲之後、又吟和歌云、

シヅヤシヅノヲダマキクリカヘシ昔ヲ今ニナスヨシモガナ、誠是社壇之壯觀、梁塵殆可

動、上下皆催興感、二品仰云、於八幡宮寶前、施藝之時、尤可祝關東万歲之處、不憚所聞、食慕反逆義經、

歌別曲奇怪云云、御臺所被報申云、君爲流人、坐豆州給之比、於吾雖有芳契、北條殿時怖、時宜、潛被